

# 第 5 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 2 年 1 0 月 2 6 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 3 0 5 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 0 0 分					
閉議時刻	9 時 3 0 分					
会 長	大関守宏		会長代理	島田勇・藤間光治		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	國 島 健 一	出○席 欠席	9	町 田 実	出○席 欠席
	2	島 田 勇	出○席 欠席	10	藤 間 光 治	出○席 欠席
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席	11	中 村 賢 一	出○席 欠席
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席	12	新 井 健 一	出○席 欠席
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席	13	太 田 浩	出○席 欠席
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席			
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席			
8	宮 崎 薫	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 議長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、藤間委員、中村委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、野〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、東京都世田谷区〇〇〇〇丁目〇〇番〇号〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇番、地目：田、1，654㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。国道17号バイパスの北に位置する野地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、下中条〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、東京都練馬区〇〇〇〇丁目〇〇番〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さん外3名が所有する下中条字〇〇〇〇番、地目：田、1，860㎡ 外4筆、計4，842㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の南に位置するご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号3でございますが、荒木〇〇番地〇〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、263㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。行田給食センターの北に位置する若小玉地内の農地でございますが、色分けがしてある真ん中の黄色部分となります。緑色の接道する部分は砂利敷をしたということなので、この後の議案第3号でご審議いただく予定でございます。</p> <p>また、ピンク色の部分は、申請人の息子夫婦が住宅を建築する目的で、同じく議案第3号でご審議いただく予定でございます。</p>
--	---	--

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長  議長  議長  事務局次長</p>	<p>次に、進行番号 4 でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する荒木字〇〇〇〇〇〇〇番、地目：畑、5 8 1 ㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する荒木地内の集落内農地でございます。</p> <p>なお、本件は、申請人が所有する農地のほとんどを自身も参加している農事組合法人に貸し付けていることから、申請地を含めた個人の経営耕地面積が許可要件の 5 0 アール以上になりませんが、農地法施行令に「隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地」であれば、例外的に許可が認められる基準があります。本件申請地は接道のない農地であり、また、申請人は東側の隣接地を耕作していることから、この例外規定にあてはまるものでございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第 1 号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 1 ページ下段をお願いいたします。議案第 2 号は 1 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の若小玉字〇〇〇〇〇〇〇番、地目：田、2 0 8 ㎡ 外 2 筆、計 6 9 8 ㎡について、農家住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、若小玉地内で農業を営んでおりますが、相続登記の際に敷地の一部が農地であることが判明し</p>
---	--	---

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>國島委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>ました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県営行田浄水場の北に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、敷地面積は、1,131.40㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る10月20日、現地調査をしていただいておりますので、國島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る10月20日、私と島田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び國島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、熊谷市〇〇〇丁目〇〇番地-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、深谷市〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する真名板字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、235㎡ 外1筆、計456㎡について、売買により住宅1棟、91.91㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、熊谷市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供が生まれ手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでご</p>
---	--	---

ざいます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。真名板高山古墳の北に位置する集落内農地でございます。

進行番号2でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さん外1名が、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、309㎡ 外1筆、計387㎡について、売買により住宅1棟、82.81㎡にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長により手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。ピンク色に着色された部分で、行田給食センターの北に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。

次に、進行番号3でございますが、荒木〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、46㎡について、売買により農地への進入路にしたいとして申請があったものでございます。

先程、議案第1号の進行番号3でご審議いただきました農地に、道路から接続する部分でございますが、耕作地手前まで軽トラックで乗り入れるのに、原状、悪天候時には雨水が溜まり、乗り入れられないということから、砂利を敷きたいということで、3条許可ではなく、5条許可になったものでございます。進入路部分は駐車場でもあり、耕作のために必要不可欠な駐車場は農業用施設に該当することから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。緑色に着色された部分で、行田給食センターの北に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。

次に、進行番号4でございますが、北本市〇〇〇丁目〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、北本市〇〇〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、463㎡ 外2筆、計1,626㎡について、賃貸借により太陽光発電施設の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、以前より地球環境に対応したクリーンエネルギー事業に興味があり、候補地を探しておりました。この度、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計288枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、10万5,751kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

<p>『議案第 4 号』 農用地利用集積計画 について</p>	<p>島田委員</p> <p>議長</p> <p>新井委員 事務局次長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局次長</p>	<p>場所につきましては、位置図の 7 ページをご覧ください。国道 17 号バイパスと南大通り線の交差する角に位置する持田地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わりますが、去る 10 月 20 日、現地調査をしていただいておりますので、島田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 10 月 20 日、私と國島委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 3 号についての説明及び島田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号 2 に関してですが、位置図の黄色の部分は農地として使うのですか。</p> <p>農地です。畑として利用いたします。進入路部分は、現地も確認したのですが、雨の日は雨水が溜まってしまうので砂利を敷きたいとのことでした。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>(なし)</p> <p>外にご質問が無いようですので、議案第 3 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 4 号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により議事参与の制限が適用されますので、石井委員には、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(石井委員一時退席)</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 2 ページをお願いいたします。</p> <p>本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>今回の利用権設定は 11 月 15 日を開始日とするもので、委員の皆様にご利用集積活動の一環として取りま</p>
---	---	---

	<p>とめをお願いしたものでございます。</p> <p>個々の案件につきましては、別紙の「議案第4号 農用地利用集積計画について」のとおりですが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、本日お配りしております「農用地利用集積計画集計表」によりご説明させていただきます。こちらをご覧ください。</p> <p>まず、申し出のあった総件数及び面積でございますが、一番右下のところをご覧ください。件数96件、面積の合計は、26万3,195㎡となっております。</p> <p>次に、設定期間ごとにご説明いたします。</p> <p>はじめに、1. 期間設定が1年から4年の短期設定につきましては、賃貸借が、新規2件、面積5,503㎡、再設定8件、面積2万9,262㎡、計10件、3万4,765㎡でございます。</p> <p>使用貸借は、新規3件、面積2,522㎡、再設定1件、面積3,351㎡、計4件、面積5,873㎡でございます。</p> <p>次の2. 期間設定が5年から8年までの中期設定につきましては、賃貸借が、新規17件、面積6万3,852㎡、再設定22件、面積4万3,870㎡、計39件、10万7,722㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規4件、面積2,199㎡、再設定3件、面積3,303㎡、計7件、5,502㎡でございます。</p> <p>最後に、3. 期間設定が9年以上の長期設定につきましては、賃貸借が、新規11件、面積5万3,915㎡、再設定8件、面積2万4,519㎡、計19件、7万8,434㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規14件、面積2万6,043㎡、再設定3件、面積4,856㎡、計17件、3万899㎡でございます。</p> <p>全体内容としては、4. 合計、新規51件、面積15万4,034㎡、再設定45件、面積10万9,161㎡となっております。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
議長	
議長	

報告事項	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>石井委員の入室を求めます。</p> <p>(石井委員入室)</p> <p>議長 石井委員に申し上げます。議案第4号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>主任 議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1号第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、5件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。6件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>議長 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他についてでございますが、事務局及び農政課からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性農業委員取組事例報告書」他書類の配布について</li> <li>・農地利用最適化活動活性化研修会の開催について → 本日総会終了後に研修DVDの上映会を実施。</li> <li>・人農地プランの進捗について</li> </ul>
7 閉会	農政課主幹 事務局長	<p>以上をもちまして、第5回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:30)</p>

と  
認  
め  
た  
事  
項  
と  
そ  
の  
他  
特  
に  
重  
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....